

四半期報告書

(第8期第1四半期) 自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第8期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	32
3 【役員の状況】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【四半期連結財務諸表】	34
2 【その他】	56
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	57

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 北山 禎介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)5512-3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 山崎 武
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成20年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	951,902	764,985	3,552,843
連結経常利益	百万円	73,635	115,248	45,311
連結四半期純利益	百万円	58,096	72,773	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	△373,456
連結純資産額	百万円	5,285,491	5,631,930	4,611,764
連結総資産額	百万円	115,473,167	116,894,603	119,637,224
1株当たり純資産額	円	427,231.55	3,527.60	2,790.27
1株当たり四半期純利益金額	円	7,523.83	86.09	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	—	—	△497.39
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	7,223.18	82.78	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.35	13.36	11.47
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	108,675	△3,398,273	7,368,053
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,588,321	1,499,013	△6,639,254
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△56,839	367,499	352,652
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	1,206,758	2,257,783	3,800,890
従業員数	人	47,671	50,356	48,079

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を適用しております。

4 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。

なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり純資産額、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は次のとおりとなります。

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)
1株当たり純資産額	円	4,272.32
1株当たり四半期純利益金額	円	75.24
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	72.23

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(銀行業)

海外において預金業務、貸出業務等を行うZAO Sumitomo Mitsui Rus Bank、三井住友銀行(中国)有限公司をそれぞれ当社の連結子会社といたしました。

(その他事業)

国内において個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業務を行う株式会社クオーク及び株式会社セントラルファイナンスは、平成21年4月1日に株式会社オーエムシーカードと合併いたしました(新会社名：株式会社セディナ)。なお、株式会社セディナは当社の持分法適用関連会社となりました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第1四半期連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

株式会社クオーク

株式会社セントラルファイナンス

(2) 当第1四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) ZAO Sumitomo Mitsui Rus Bank	ロシア連邦 モスクワ市	百万ロシア ルーブル 1,600	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
三井住友銀行(中国) 有限公司	中華人民共和 国 上海市	百万人民元 7,000	銀行業	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC電子債権記録株式 会社	東京都 港区	500	その他事業 (電子債権 記録業)	100 (100)	—	—	—	—	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

(平成21年6月30日現在)

従業員数	50,356人
[外、平均臨時従業員数]	[13,149]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,904人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成21年6月30日現在)

従業員数	174人
------	------

(注) 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当第1四半期を顧みますと、米国や欧州では、金融危機を背景とする景気の悪化が続きましたが、在庫調整の進捗等により、悪化のテンポはひとところに比べ緩やかになりました。中国では、積極的な景気対策の効果もあり、景気に持ち直しの動きがみられました。わが国におきましても、輸出が増加に転じたほか、在庫面からの景気下押し圧力が弱まったこと等から、景気の下げ止まり感が広がりました。

金融資本市場に目を転じますと、景気の底入れ期待や過度な金融システム不安の後退等を背景に、米国や新興国の株価が上昇するなか、わが国の株価も上昇しました。米欧の長期市場金利は、国債の需給悪化懸念等から上昇し、国内でも、新発10年物国債の流通利回りは、期初に比べて上昇しました。円対ドル相場は、米国の経済指標を材料に上下に振れる展開となり、94円台から100円台の間で推移しました。

こうした中、金融界におきましては、4月に「金融・世界経済に関する首脳会合」（ロンドン・サミット）において、金融危機の再発防止等に向けて「金融システムの強化に関する宣言」が合意されました。一方、国内では、6月に、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直し等を柱とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」が施行されたほか、資金決済面での利用者保護と利用者利便の向上を目的とした「資金決済に関する法律」が成立する等、わが国の金融・資本市場の競争力強化に向けた環境整備が図られました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期の連結粗利益は、5,361億円と前年同期比642億円の増益となりました。これは株式会社三井住友銀行において国債等債券損益が金利動向を的確に捉えたオペレーションの実施により増益となったことが主因であります。

営業経費につきましては、厳しい経営環境下において経費削減への取り組みを進めてきたことから、前年同期比71億円減少の2,680億円となりました。

与信関係費用は、株式会社三井住友銀行において一般貸倒引当金の戻し入れ等により前年同期比144億円減少したものの、一部海外子会社での与信費用の発生等もあり、連結ベースでは前年同期比58億円増加の1,197億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前年同期比416億円増益の1,152億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した連結四半期純利益は前年同期比146億円増益の727億円となりました。

当第1四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間比
連結粗利益	4,719	5,361	642
資金運用収支	3,301	3,369	67
信託報酬	5	2	△3
役務取引等収支	1,346	1,236	△109
特定取引収支	△851	334	1,186
その他業務収支	917	418	△499
営業経費	△2,751	△2,680	71
不良債権処理額 ①	△1,142	△1,200	△57
貸出金償却	△325	△452	△126
個別貸倒引当金繰入額	△762	△817	△54
一般貸倒引当金繰入額	△11	116	127
その他	△43	△47	△4
株式等損益	△50	△24	25
持分法による投資損益	14	△235	△250
その他	△53	△68	△15
経常利益	736	1,152	416
特別損益	9	△11	△20
うち減損損失	△7	△10	△2
うち償却債権取立益 ②	3	2	△0
税金等調整前四半期純利益	745	1,141	395
法人税、住民税及び事業税	△232	△288	△56
法人税等調整額	277	169	△107
少数株主利益	△209	△294	△84
四半期純利益	580	727	146

(注) 1. 金額が損失又は減益には△を付しております。

2. 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

与信関係費用 (=①+②)	△1,139	△1,197	△58
------------------	--------	--------	-----

① 事業の種類別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比67億円の増益となる3,369億円、信託報酬は同3億円の減益となる2億円、役員取引等収支は同109億円の減益となる1,236億円、特定取引収支は同1,186億円の増益となる334億円、その他業務収支は同499億円の減益となる418億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比82億円の増益となる2,968億円、信託報酬は同3億円の減益となる2億円、役員取引等収支は同56億円の減益となる774億円、特定取引収支は同1,059億円の増益となる184億円、その他業務収支は同454億円の減益となる364億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比5億円の増益となる140億円、信託報酬は同0億円の減益となる0億円、役員取引等収支は同3億円の減益となる2億円、その他業務収支は同11億円の増益となる103億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比130億円の減益となる351億円、役員取引等収支は同69億円の減益となる501億円、特定取引収支は同127億円の増益となる150億円、その他業務収支は同70億円の減益となる242億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	288,603	13,503	48,167	△ 20,120	330,152
	当第1四半期連結会計期間	296,803	14,038	35,132	△9,031	336,942
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	518,892	19,872	62,530	△ 53,996	547,299
	当第1四半期連結会計期間	411,210	19,811	46,772	△44,516	433,278
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	230,289	6,369	14,363	△ 33,875	217,147
	当第1四半期連結会計期間	114,407	5,773	11,639	△35,485	96,335
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	555	10	—	—	565
	当第1四半期連結会計期間	244	6	—	—	251
役員取引等収支	前第1四半期連結会計期間	83,088	568	57,097	△ 6,085	134,668
	当第1四半期連結会計期間	77,406	211	50,147	△4,069	123,695
うち役員取引等 収益	前第1四半期連結会計期間	113,876	611	61,702	△ 10,930	165,259
	当第1四半期連結会計期間	108,596	211	54,785	△9,221	154,370
うち役員取引等 費用	前第1四半期連結会計期間	30,788	43	4,604	△ 4,845	30,591
	当第1四半期連結会計期間	31,189	—	4,637	△5,151	30,674
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	△ 87,503	—	2,327	—	△ 85,176
	当第1四半期連結会計期間	18,411	—	15,083	—	33,495
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	14,192	—	14,456	△ 21,904	6,744
	当第1四半期連結会計期間	24,041	—	25,141	△15,688	33,495
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	101,696	—	12,129	△ 21,904	91,921
	当第1四半期連結会計期間	5,630	—	10,057	△15,688	—
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	81,979	9,243	31,330	△ 30,777	91,774
	当第1四半期連結会計期間	36,484	10,353	24,280	△29,304	41,814
うちその他業務 収益	前第1四半期連結会計期間	127,751	69,214	57,736	△ 31,603	223,099
	当第1四半期連結会計期間	56,826	60,512	52,826	△30,980	139,185
うちその他業務 費用	前第1四半期連結会計期間	45,772	59,971	26,406	△ 825	131,324
	当第1四半期連結会計期間	20,341	50,159	28,545	△1,675	97,370

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各事業の主な内容
- (1) 銀行業……………銀行業
 - (2) リース業……………リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業
- 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第1四半期連結会計期間7百万円、当第1四半期連結会計期間5百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
- 4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比67億円の増益となる3,369億円、信託報酬は同3億円の減益となる2億円、役務取引等収支は同109億円の減益となる1,236億円、特定取引収支は同1,186億円の増益となる334億円、その他業務収支は同499億円の減益となる418億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比52億円の減益となる2,632億円、信託報酬は同3億円の減益となる2億円、役務取引等収支は同224億円の減益となる935億円、特定取引収支は同1,121億円の増益となる296億円、その他業務収支は同642億円の減益となる387億円となりました。

海外の資金運用収支は前第1四半期連結会計期間比83億円の増益となる741億円、役務取引等収支は同115億円の増益となる301億円、特定取引収支は同64億円の増益となる38億円、その他業務収支は同143億円の増益となる30億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	268,526	65,815	△ 4,188	330,152
	当第1四半期連結会計期間	263,265	74,173	△496	336,942
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	394,305	172,225	△ 19,231	547,299
	当第1四半期連結会計期間	346,001	115,322	△28,045	433,278
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	125,779	106,410	△ 15,042	217,147
	当第1四半期連結会計期間	82,736	41,149	△27,549	96,335
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	565	—	—	565
	当第1四半期連結会計期間	251	—	—	251
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	116,082	18,660	△ 74	134,668
	当第1四半期連結会計期間	93,598	30,194	△97	123,695
うち役務取引等 収益	前第1四半期連結会計期間	144,556	20,903	△ 200	165,259
	当第1四半期連結会計期間	122,068	32,480	△177	154,370
うち役務取引等 費用	前第1四半期連結会計期間	28,473	2,243	△ 125	30,591
	当第1四半期連結会計期間	28,469	2,285	△80	30,674
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	△ 82,496	△ 2,679	—	△ 85,176
	当第1四半期連結会計期間	29,686	3,808	—	33,495
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	18,922	9,726	△ 21,904	6,744
	当第1四半期連結会計期間	35,317	13,866	△15,688	33,495
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	101,419	12,405	△ 21,904	91,921
	当第1四半期連結会計期間	5,630	10,057	△15,688	—
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	102,996	△ 11,291	70	91,774
	当第1四半期連結会計期間	38,750	3,064	—	41,814
うちその他業務 収益	前第1四半期連結会計期間	214,399	8,727	△ 27	223,099
	当第1四半期連結会計期間	127,038	12,147	—	139,185
うちその他業務 費用	前第1四半期連結会計期間	111,403	20,019	△ 98	131,324
	当第1四半期連結会計期間	88,287	9,082	—	97,370

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第1四半期連結会計期間7百万円、当第1四半期連結会計期間5百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

① 貸出金

貸出金は、国内において増加したことにより、前連結会計年度末比2,243億円増加して65兆3,596億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当第1四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	651,353	653,596	2,243
うちリスク管理債権	15,863	16,844	981
うち住宅ローン(注)	157,573	158,795	1,221

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,310,703	5,279	548,221	54,864,204	100.00
製造業	6,983,663	—	9,145	6,992,808	12.75
農業、林業、漁業及び鉱業	149,268	—	409	149,678	0.27
建設業	1,273,013	—	1,934	1,274,948	2.32
運輸、情報通信、公益事業	3,379,621	2,268	5,835	3,387,724	6.17
卸売・小売業	5,025,618	3,011	22,700	5,051,330	9.21
金融・保険業	4,301,745	—	5,223	4,306,969	7.85
不動産業	7,492,694	—	134,690	7,627,384	13.90
各種サービス業	5,542,614	—	62,719	5,605,333	10.22
地方公共団体	1,058,239	—	—	1,058,239	1.93
その他	19,104,223	—	305,562	19,409,786	35.38
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,128,424	37,588	105,102	10,271,115	100.00
政府等	35,350	—	—	35,350	0.34
金融機関	501,739	—	—	501,739	4.88
商工業	8,462,956	34,362	105,100	8,602,419	83.75
その他	1,128,377	3,226	1	1,131,605	11.03
合計	64,439,128	42,867	653,323	65,135,319	—

業種別	平成21年6月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,685,302	5,078	513,631	55,204,012	100.00
製造業	6,813,351	—	8,934	6,822,286	12.36
農業、林業、漁業及び鉱業	121,859	—	364	122,224	0.22
建設業	1,186,962	—	1,979	1,188,941	2.15
運輸、情報通信、公益事業	3,360,371	2,268	7,236	3,369,876	6.11
卸売・小売業	4,785,536	2,810	19,806	4,808,153	8.71
金融・保険業	4,348,855	—	6,618	4,355,473	7.89
不動産業、物品賃貸業	8,655,099	—	141,184	8,796,284	15.94
各種サービス業	4,268,296	—	60,089	4,328,386	7.84
地方公共団体	1,056,578	—	—	1,056,578	1.91
その他	20,088,390	—	267,416	20,355,807	36.87
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,011,720	37,170	106,738	10,155,630	100.00
政府等	29,095	—	—	29,095	0.29
金融機関	602,808	—	—	602,808	5.93
商工業	8,274,532	30,616	106,737	8,411,886	82.83
その他	1,105,283	6,554	1	1,111,839	10.95
合計	64,697,023	42,248	620,370	65,359,642	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

5 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況（株式会社三井住友銀行単体）

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、平成21年3月末比802億円増加して1兆2,744億円となりました。

これは、一部の債務者の業況悪化による貸出債権の劣化等によるものであります。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が109億円増加して3,305億円、危険債権が604億円増加して7,387億円、要管理債権が89億円増加して2,052億円となりました。

なお、不良債権比率は平成21年3月末比0.13%上昇して1.91%となりました。

（単位：億円）

	平成21年3月末	平成21年6月末	平成21年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,196	3,305	109
危険債権	6,783	7,387	604
要管理債権	1,963	2,052	89
合計 ①	11,942	12,744	802
正常債権	660,285	652,828	△7,457
総計 ②	672,227	665,572	△6,655
不良債権比率 (=①/②)	1.78%	1.91%	0.13%
直接減額実施額	4,795	5,224	429

② 有価証券

有価証券は、金利ポジション圧縮に伴い外国債券の残高が減少したこと等から、前連結会計年度末比1兆4,340億円減少して27兆2,640億円となりました。

（単位：億円）

	前連結会計年度末	当第1四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	286,981	272,640	△14,340
国債	147,344	155,609	8,265
地方債	3,386	2,959	△427
社債	38,991	37,959	△1,032
株式	27,556	32,591	5,034
うち時価のあるもの	21,119	25,720	4,600
その他の証券	69,701	43,520	△26,181

（注）「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

（単位：億円）

	平成21年3月末	平成21年6月末	平成21年3月末比
満期保有目的の債券	278	405	126
子会社・関連会社株式	△35	△38	△3
その他有価証券	△427	4,361	4,788
うち株式	△165	4,458	4,623
うち債券	△12	291	304
その他の金銭の信託	△2	△2	0
合計	△186	4,726	4,912

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っており、残高は、前連結会計年度末比852億円減少して7,723億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当第1四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	8,576	7,723	△852
繰延税金負債	272	265	△7

④ 預金

預金は、国内、海外ともに堅調に増加したことから、前連結会計年度末比2兆2,599億円増加して77兆8,294億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比3,632億円増加して7兆8,245億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当第1四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	755,694	778,294	22,599
国内	688,086	705,150	17,063
海外	67,607	73,143	5,535
譲渡性預金	74,612	78,245	3,632

⑤ 純資産の部

純資産の部合計は、5兆6,319億円となりました。

このうち株主資本は、3兆4,826億円となりました。内訳は、資本金1兆8,345億円、資本剰余金4,749億円、利益剰余金1兆2,970億円、自己株式△1,240億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、3,260億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金4,195億円、繰延ヘッジ損益△323億円、土地再評価差額金352億円、為替換算調整勘定△963億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前第1四半期連結会計期間対比3兆5,069億円減少の△3兆3,982億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同3兆873億円増加の+1兆4,990億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同4,243億円増加の+3,674億円となりました。

その結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末対比1兆5,431億円減少の2兆2,577億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

(1) 対処すべき課題

当社グループでは、平成21年度を、「基本原則に則った業務運営の徹底により、守りを固めつつ、着実な成長を目指す年」と位置付け、グループ各社の基盤となる業務において「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」の3つのコントロールを意識した業務運営を徹底するとともに、中長期的な成長の実現に向けて「グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現」と「成長事業領域の強化」に取り組んでまいります。

①「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」のコントロール

経費投入につきましては、一段と厳しい目線で、規模、タイミング、効果等の面から優先順位付けを行い、成長事業領域への傾斜配分を強めるとともに、事業の効率性の向上を図っていくことにより、株式会社三井住友銀行単体での経費率を40%台にコントロールしてまいります。

クレジットコストのコントロールにつきましては、更なる事業環境の悪化も念頭に置きつつ、リスクへの感度を一段と高め、ボトムライン収益確保に向けた業務運営を徹底してまいります。当社グループでは、バーゼルⅡ(新BIS規制)への対応を着実に進め、オペレーショナルリスクについては平成20年3月末より先進的計測手法を導入済であります。信用リスクについても平成21年3月末から先進的内部格付手法を導入し、より高度なリスク管理体制を整備しております。また、株式会社三井住友銀行では、本年4月に国際与信管理室を国際与信管理部に変更するなど、海外与信の管理を強化しております。加えて、「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」という金融機関が抱える様々なリスクの管理機能を、本年4月に新設いたしました「リスク管理部門」に集約し、リスク横断的なレビューを強化するなど、リスク管理態勢の高度化を図っております。

リスクアセットのコントロールにつきましては、財務目標の一つであります「連結Tier I比率8%程度」を継続的に維持するべく取り組むとともに、不透明・不確実な経営環境を踏まえ、リスクに見合ったリターンの確保に向けた取組みを強化してまいります。同時に、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

また、「follow the basics」というキーワードの下、商業銀行の事業基盤に基づく基本原則に則った業務運営を継続的に強化することを通じて、着実な成長を目指してまいります。更に、国内外を問わず、引き続き法令等の遵守を徹底し、磐石のコンプライアンス体制を構築してまいります他、CS・品質管理の向上につきましても、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化すること等を通じて、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

② グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

当社グループでは、今後形成される新たな金融秩序の下においても競争力を維持し、持続的成長を実現していくためには、資本の質・量の両面における拡充が必要であるとの認識から、本年5月に普通株式の発行を決議、6月と7月には発行価額の総額で8,610億円に上る増資を完了いたしました。本件増資によって強化された資本基盤をもとに、円滑な資金供給という商業銀行としての責務を果たすとともに、競争力を強化し持続的成長を実現していくことで、中長期的な株主価値向上に繋げてまいりたいと考えております。

また、当社グループは、グローバル化の進展に応じた体制強化も視野に入れ、引き続き、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

③ 成長事業領域の強化

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

当社グループでは、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めております。特に中小企業のお客さまの資金調達ニーズに対しましては、株式会社三井住友銀行では、無担保で第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」をいち早く開発し、4万社を超えるお客さまにご利用頂いている他、緊急保証制度を含む保証協会保証付貸出を中心に積極的な取組みを行っております。加えて、有担保の「ワイドサポートローン」「アセットバリュー」等を開発し、お客さまの様々な資産を活用した、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。今後も引き続き、健全な中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に確りと取り組んでまいります。

また、お客さまの多様な経営課題に的確に応える質の高いソリューションの提供にも、積極的に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行では、本年4月に営業拠点への支援機能を集約した法人業務推進部を新設、法人のお客さまに対するよりきめ細かいサポートを推進しております他、個人・法人・海外といった事業領域にまたがる分野を結びつける3つの専門組織である、コーポレート・アドバイザー本部、プライベート・アドバイザー本部、グローバル・アドバイザー部を整備し、これらの組織を通じた「V-KIP(Value, Knowledge, Information, Profit)」の共有により、ソリューション提供力の強化に取り組んでまいります。投資銀行業務におきましても、リソースやノウハウの集約等を通じ、商品・サービスの質の向上を図ってまいります。

グループ一体となったソリューション提供につきましても、積極的に取り組んでまいります。三井住友ファイナンス&リース株式会社では、昨年12月に住友商事株式会社との間で戦略的共同事業化した航空機オペレーティングリース事業の他、ユーザー及びサプライヤーの両面からの財務・販売ソリューション提供といった多様なリース業務の展開を推進してまいります。また、株式会社JSOL(旧株式会社日本総研ソリューションズ)では、昨年9月に資本・業務提携を行った株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び同社グループ各社が有する多様な開発リソース、開発手法や人材育成ノウハウ等を活用し、システム構築・運用やIT・セキュリティ関連コンサルティング業務等を更に推進してまいります。

(個人向け金融コンサルティングビジネス)

株式会社三井住友銀行では、個人のお客さまに対する金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」の実現を目指してまいります。具体的には、投資信託、個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任契約に基づく資産運用サービス等の商品ラインアップの一層の充実を図るとともに、本年8月からは平準払保険等の取り扱いを全店に拡大するなど、個人のお客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上にも努めてまいります。

(支払・決済・コンシューマーファイナンス)

クレジットカード事業につきましては、本年4月には、株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併により、株式会社セディナが発足、三井住友カード株式会社と併せ、当社グループのクレジットカード事業を担う2社体制が整いました。当社グループでは、引き続き、グループトータルでのスケールメリットの追求及び各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化を通じ、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。また、本年5月には、オリックス株式会社との間で、オリックス・クレジット株式会社の共同事業化に合意し、7月に連結子会社化いたしました。当社グループは、この新たな連携を通じて、マーケットシェアの拡大とともに事業の効率化を進め、個人のお客さまの健全な資金ニーズにより一層お応えしてまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

グローバルマーケットにおきましては、引き続き、プロジェクトファイナンス等、当社グループが強みを持つ特定プロダクツの強化を進めてまいります。高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、本年4月、株式会社三井住友銀行が中国に全額出資の子会社「三井住友銀行(中国)有限公司」を設立、これまで以上に中国地域におけるお客さまのニーズにお応えできる体制を構築してまいります。また、昨年4月に設置したアジア・大洋州本部におきましても、より地域に密着した機動的な業務運営を進めてまいります。加えて、国民銀行(韓国)や第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)、バンク・セントラル・アジア(インドネシア)等、アジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいります。他、英国の大手金融機関であるバークレイズ・ピーエルシーとの間でウェルスマネジメント分野や南アフリカ等における業務協働につきましても、具体的な検討を進めております。

(日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得)

当社グループは、本年5月に日興シティホールディングス株式会社等との間で、日興コーディアル証券株式会社の全ての事業(ただし一部資産・債務を除く)及び日興シティグループ証券株式会社の国内の株式・債券引受業務を含む一部の事業等を、関係当局の許認可を前提に取得することにつき、合意いたしました。本件を通じて日興コーディアル証券等の質の高い顧客サービスと商業銀行の持つ安定性・安心感とを融合させた新たな「複合金融」ビジネスを共に創造し、成長力を更に高めていきたいと考えております。

当社グループは、今年度、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は8百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	1,500,684,101

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,008,780,477	1,017,711,777	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1, 2
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 3, 5
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)2, 4, 5
計	1,008,883,878	1,017,815,178	—	—

(注) 1 平成21年7月27日付で第三者割当による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が8,931,300株増加いたしました。なお、提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

3 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という。下記5において同じ)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

② ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

- ② 各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 議決権
各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。
- (5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
① 当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
② 当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
③ 当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (6) 取得請求
各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。
- ① 取得請求期間
平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。
- ② 取得の条件
ア. 取得請求権行使価額
取得請求権行使価額は3,187円とする。
イ. 取得請求権行使価額の修正
各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が1,051円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。
ウ. 取得請求権行使価額の調整
(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。
(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)} \\
 \hline
 \text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}}
 \end{array}$$

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価}}{\text{時価}}$$

普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} \times \text{既発行普通株式数}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{普通株式数})}$$

下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額

下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数)

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数-(下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証券もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合
かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(II)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。
「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。
「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。
- $$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$
- (v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(III)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

- (キ)本ウ.(上記ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ.上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。
- オ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。また、この算出に当たって単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし、現金精算する。

なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。

- カ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

- キ.取得請求受付場所

東京都中央区八重洲二丁目3番1号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ク.取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

③ 一斉取得

- ア.当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

- イ.前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
該当事項なし。

4 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ① 当社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という。下記5において同じ)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- ② ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

(3) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- ② 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(5) 議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ② 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 発行の方法

第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。

(8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容

割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無

該当事項なし。

5 各回第四種優先株主及び第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,081 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,100 株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 6,698円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,698円 資本組入額 3,349円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月22日(注)1	219,700,000	1,008,883,878	413,695,100	1,834,572,275	413,695,100	1,056,050,645

(注) 1 有償一般募集 普通株式 発行価額 3,766円 資本組入額 1,883円

2 平成21年7月27日付で第三者割当による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が8,931,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ16,817,637千円増加いたしました。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間における大株主の異動は把握しておりません。

② 優先株式

当第1四半期会計期間における異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容を把握しておらず、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 33,400 第六種優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,688,400 (相互保有株式) 普通株式 16,361,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 766,894,900	7,668,949	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 2,135,777	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2,3
発行済株式総数	789,183,878	—	—
総株主の議決権	—	7,668,949	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、23,700株(議決権237個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成21年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	3,688,400	—	3,688,400	0.46
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	13,340,000	—	13,340,000	1.69
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	3,021,300	—	3,021,300	0.38
株式会社オーエムシー カード	東京都港区港南二丁目 16番4号	100	—	100	0.00
計	—	20,049,800	—	20,049,800	2.54

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	3,930	4,200	4,520
最低(円)	2,905	3,350	3,620

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 四半期連結財務諸表及びその他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表は、あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
現金預け金	※2 4,584,065	※2 5,241,694
コールローン及び買入手形	※2 570,844	※2 633,655
買現先勘定	24,021	10,487
債券貸借取引支払保証金	2,131,005	1,820,228
買入金銭債権	※2 954,631	※2 1,024,050
特定取引資産	※2 4,665,037	※2 4,924,961
金銭の信託	9,369	8,985
有価証券	※2, ※4 27,264,071	※2, ※4 28,698,164
貸出金	※1, ※2 65,359,642	※1, ※2 65,135,319
外国為替	886,798	885,082
リース債権及びリース投資資産	※2 1,969,252	※2 1,968,347
その他資産	※2 3,695,399	※2 4,257,251
有形固定資産	※2, ※3 1,022,889	※2, ※3 1,008,801
無形固定資産	359,015	361,884
繰延税金資産	772,360	857,658
支払承諾見返	3,715,226	3,878,504
貸倒引当金	△1,089,029	△1,077,852
資産の部合計	116,894,603	119,637,224

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
預金	77,829,472	75,569,497
譲渡性預金	7,824,511	7,461,284
コールマネー及び売渡手形	2,763,874	2,499,113
売現先勘定	969,718	778,993
債券貸借取引受入担保金	2,193,261	7,589,283
特定取引負債	3,531,542	3,597,658
借入金	4,407,067	4,644,699
外国為替	286,463	281,145
短期社債	1,067,474	1,019,342
社債	3,571,326	3,683,483
信託勘定借	70,640	60,918
その他負債	2,897,281	3,803,046
賞与引当金	8,236	27,659
役員賞与引当金	—	513
退職給付引当金	34,864	35,643
役員退職慰労引当金	7,159	7,965
睡眠預金払戻損失引当金	10,516	11,767
特別法上の引当金	358	432
繰延税金負債	26,516	27,287
再評価に係る繰延税金負債	47,160	47,217
支払承諾	3,715,226	3,878,504
負債の部合計	111,262,672	115,025,460
純資産の部		
資本金	1,834,572	1,420,877
資本剰余金	474,976	57,245
利益剰余金	1,297,083	1,245,085
自己株式	△124,023	△124,024
株主資本合計	3,482,608	2,599,183
その他有価証券評価差額金	419,576	△14,649
繰延ヘッジ損益	△32,393	△20,835
土地再評価差額金	35,235	35,159
為替換算調整勘定	△96,370	△129,068
評価・換算差額等合計	326,047	△129,394
新株予約権	71	66
少数株主持分	1,823,203	2,141,908
純資産の部合計	5,631,930	4,611,764
負債及び純資産の部合計	116,894,603	119,637,224

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
経常収益	951,902	764,985
資金運用収益	547,299	433,278
(うち貸出金利息)	398,074	333,865
(うち有価証券利息配当金)	81,564	60,852
信託報酬	565	251
役務取引等収益	165,259	154,370
特定取引収益	6,744	33,495
その他業務収益	223,099	139,185
その他経常収益	※1 8,933	※1 4,405
経常費用	878,267	649,737
資金調達費用	217,154	96,341
(うち預金利息)	99,988	42,818
役務取引等費用	30,591	30,674
特定取引費用	91,921	—
その他業務費用	131,324	97,370
営業経費	275,185	268,024
その他経常費用	※2 132,090	※2 157,326
経常利益	73,635	115,248
特別利益	※3 1,902	※3 358
特別損失	※4 974	※4 1,494
税金等調整前四半期純利益	74,563	114,111
法人税、住民税及び事業税	23,229	28,888
法人税等調整額	△27,732	△16,956
法人税等合計		11,932
少数株主利益	20,970	29,405
四半期純利益	58,096	72,773

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	74,563	114,111
減価償却費	29,140	31,475
減損損失	729	1,022
のれん償却額	3,912	2,594
持分法による投資損益(△は益)	△1,475	23,530
貸倒引当金の増減額(△は減少)	20,562	32,223
賞与引当金の増減額(△は減少)	△19,894	△18,768
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,171	△513
退職給付引当金の増減額(△は減少)	245	1,219
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△930	△805
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△1,293	△1,251
資金運用収益	△547,299	△433,278
資金調達費用	217,154	96,341
有価証券関係損益(△)	35,085	△39,552
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△104	△118
為替差損益(△は益)	△180,368	△5,956
固定資産処分損益(△は益)	△639	469
特定取引資産の純増(△)減	△269,649	342,130
特定取引負債の純増減(△)	△144,922	△144,894
貸出金の純増(△)減	△2,265,437	△142,985
預金の純増減(△)	3,351,291	2,211,125
譲渡性預金の純増減(△)	△312,958	364,521
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△26,941	△14,642
有利利息預け金の純増(△)減	△1,680,671	△846,234
コールローン等の純増(△)減	△166,202	157,385
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	1,389,957	△310,777
コールマネー等の純増減(△)	△85,634	446,323
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	49,434	△5,396,021
外国為替(資産)の純増(△)減	△303,740	△2,258
外国為替(負債)の純増減(△)	38,947	5,213
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	29,764	74,123
短期社債(負債)の純増減(△)	32,900	48,131
普通社債発行及び償還による増減(△)	△48,601	△17,567
信託勘定借の純増減(△)	10,360	9,721
資金運用による収入	504,518	433,225
資金調達による支出	△194,066	△95,210
その他	626,335	△275,424
小計	162,898	△3,351,371
法人税等の支払額	△54,222	△46,901
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,675	△3,398,273

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△11,259,898	△12,313,587
有価証券の売却による収入	6,372,465	10,477,775
有価証券の償還による収入	3,360,775	3,386,944
金銭の信託の増加による支出	△527	△238
金銭の信託の減少による収入	0	—
有形固定資産の取得による支出	△46,773	△36,008
有形固定資産の売却による収入	10,045	320
無形固定資産の取得による支出	△20,148	△15,515
無形固定資産の売却による収入	2	13
子会社株式の売却による収入	363	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△6,352	△690
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,725	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,588,321	1,499,013
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	53,600	383
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△66,600	△100,010
株式の発行による収入	—	823,029
配当金の支払額	△20,831	△8,067
少数株主からの払込みによる収入	191,556	—
少数株主への払戻による支出	△191,556	△340,000
少数株主への配当金の支払額	△22,862	△7,778
自己株式の取得による支出	△169	△83
自己株式の処分による収入	23	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,839	367,499
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,489	6,061
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,529,995	△1,525,699
現金及び現金同等物の期首残高	2,736,752	3,800,890
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	—
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	△17,407
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,206,758	※1 2,257,783

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>三井住友銀行(中国)有限公司他12社は新規設立等により、当第1四半期連結会計期間より連結子会社としております。</p> <p>株式会社クオーク他6社は合併等により子会社でなくなったため、当第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外しております。</p> <p>また、アプリコットナビゲーション有限会社他1社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 292社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用の関連会社</p> <p>① 持分法適用の関連会社の変更</p> <p>株式会社クオークビジネスサポートは議決権の所有割合の低下により、当第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、エイジェイシー株式会社は議決権の所有割合の増加により子会社となったため、株式会社セントラルファイナンスは合併により関連会社でなくなったため、当第1四半期連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用の関連会社の数 74社</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。</p>
2 税効果会計に関する事項	<p>第1四半期連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当第1四半期連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

新株式の発行

平成21年6月22日付で1株当たりの発行価格3,928円、発行価額3,766円として219,700千株の募集による新株式発行を行っております。本発行に係る引受契約においては、発行価額の総額をもって引受価額の総額とし、引受手数料は支払わないこととされており、従って、その他経常費用には本発行に係る引受手数料相当額35,591百万円は含まれておりません。なお、1株当たりの発行価額のうち、1,883円を資本金に、1,883円を資本剰余金に組み入れております。

また、本発行に係る引受契約において連結子会社及び持分法適用の関連会社が計上した利益のうち親会社持分相当額4,095百万円は、四半期連結財務諸表上、資本剰余金の増加として処理しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)																																																				
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">307,206百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,093,590百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">52,340百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">231,339百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">319,020百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td style="text-align: right;">278,168百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">1,952百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">513,128百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,043,961百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,173,113百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">36,744百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">16,409百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産等)</td> <td style="text-align: right;">2,759百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金23,264百万円、特定取引資産54,193百万円、有価証券13,446,735百万円及び貸出金1,612,440百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は85,590百万円、先物取引差入証拠金は5,591百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">626,768百万円</p> <p>※4 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,231,697百万円であります。</p>	破綻先債権額	307,206百万円	延滞債権額	1,093,590百万円	3ヵ月以上延滞債権額	52,340百万円	貸出条件緩和債権額	231,339百万円	現金預け金	319,020百万円	コールローン及び買入手形	278,168百万円	買入金銭債権	1,952百万円	特定取引資産	513,128百万円	有価証券	4,043,961百万円	貸出金	3,173,113百万円	リース債権及びリース投資資産	36,744百万円	有形固定資産	16,409百万円	その他資産(延払資産等)	2,759百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">292,088百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,019,352百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">36,162百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">238,713百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">339,948百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td style="text-align: right;">259,186百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">2,020百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">610,146百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">8,049,756百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,062,015百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">41,993百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">11,153百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産等)</td> <td style="text-align: right;">2,165百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金19,380百万円、特定取引資産52,843百万円、有価証券11,172,095百万円及び貸出金284,157百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は85,892百万円、先物取引差入証拠金は6,252百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">616,324百万円</p> <p>※4 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,304,890百万円であります。</p>	破綻先債権額	292,088百万円	延滞債権額	1,019,352百万円	3ヵ月以上延滞債権額	36,162百万円	貸出条件緩和債権額	238,713百万円	現金預け金	339,948百万円	コールローン及び買入手形	259,186百万円	買入金銭債権	2,020百万円	特定取引資産	610,146百万円	有価証券	8,049,756百万円	貸出金	3,062,015百万円	リース債権及びリース投資資産	41,993百万円	有形固定資産	11,153百万円	その他資産(延払資産等)	2,165百万円
破綻先債権額	307,206百万円																																																				
延滞債権額	1,093,590百万円																																																				
3ヵ月以上延滞債権額	52,340百万円																																																				
貸出条件緩和債権額	231,339百万円																																																				
現金預け金	319,020百万円																																																				
コールローン及び買入手形	278,168百万円																																																				
買入金銭債権	1,952百万円																																																				
特定取引資産	513,128百万円																																																				
有価証券	4,043,961百万円																																																				
貸出金	3,173,113百万円																																																				
リース債権及びリース投資資産	36,744百万円																																																				
有形固定資産	16,409百万円																																																				
その他資産(延払資産等)	2,759百万円																																																				
破綻先債権額	292,088百万円																																																				
延滞債権額	1,019,352百万円																																																				
3ヵ月以上延滞債権額	36,162百万円																																																				
貸出条件緩和債権額	238,713百万円																																																				
現金預け金	339,948百万円																																																				
コールローン及び買入手形	259,186百万円																																																				
買入金銭債権	2,020百万円																																																				
特定取引資産	610,146百万円																																																				
有価証券	8,049,756百万円																																																				
貸出金	3,062,015百万円																																																				
リース債権及びリース投資資産	41,993百万円																																																				
有形固定資産	11,153百万円																																																				
その他資産(延払資産等)	2,165百万円																																																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益4,857百万円及び持分法による投資利益1,475百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額77,373百万円、貸出金償却32,581百万円及び株式等償却9,214百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、固定資産処分益884百万円、償却債権取立益331百万円及び金融商品取引責任準備金取崩額687百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損244百万円及び減損損失729百万円であります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益2,507百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額70,003百万円、貸出金償却45,224百万円及び持分法による投資損失23,530百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、償却債権取立益283百万円及び金融商品取引責任準備金取崩額74百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、固定資産処分損469百万円及び減損損失1,022百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成20年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>5,166,022</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td>△3,959,264</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,206,758</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,166,022	有利息預け金	△3,959,264	現金及び現金同等物	<u>1,206,758</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>4,584,065</td> </tr> <tr> <td>日本銀行への預け金を除く 有利息預け金</td> <td>△2,326,282</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>2,257,783</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,584,065	日本銀行への預け金を除く 有利息預け金	△2,326,282	現金及び現金同等物	<u>2,257,783</u>
現金預け金勘定	5,166,022												
有利息預け金	△3,959,264												
現金及び現金同等物	<u>1,206,758</u>												
現金預け金勘定	4,584,065												
日本銀行への預け金を除く 有利息預け金	△2,326,282												
現金及び現金同等物	<u>2,257,783</u>												

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,008,780,477
第1回第四種優先株式	4,175
第2回第四種優先株式	4,175
第3回第四種優先株式	4,175
第4回第四種優先株式	4,175
第9回第四種優先株式	4,175
第10回第四種優先株式	4,175
第11回第四種優先株式	4,175
第12回第四種優先株式	4,175
第1回第六種優先株式	70,001
合計	1,008,883,878
自己株式	
普通株式	17,044,266
合計	17,044,266

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	—	—	—
連結子会社	—	—	71
合計	—	—	71

3 配当に関する事項

当第1四半期連結累計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	15,707	20	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日	利益剰余金

4 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	1,420,877	57,245	1,245,085	△124,024	2,599,183
当第1四半期連結累計期間変動額					
新株の発行(注)	413,695	417,790			831,485
剰余金の配当			△20,793		△20,793
四半期純利益			72,773		72,773
自己株式の取得				△83	△83
自己株式の処分		△59		84	24
連結子会社の増加に伴う増加			0		0
連結子会社の減少に伴う増加			0		0
連結子会社の増加に伴う減少			△3		△3
連結子会社の減少に伴う減少			△0		△0
土地再評価差額金の取崩			20		20
当第1四半期連結累計期間変動額合計	413,695	417,730	51,997	1	883,424
当第1四半期連結会計期間末残高	1,834,572	474,976	1,297,083	△124,023	3,482,608

(注) 平成21年6月22日付で募集による新株式発行を行ったことに伴い、「資本金」が413,695百万円、「資本剰余金」が417,790百万円増加いたしました。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	751,388	90,231	110,282	951,902	—	951,902
(2) セグメント間の内部 経常収益	15,050	667	81,045	96,763	(96,763)	—
計	766,439	90,898	191,327	1,048,665	(96,763)	951,902
経常利益	43,238	11,529	43,683	98,451	(24,816)	73,635

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	581,877	78,814	104,294	764,985	—	764,985
(2) セグメント間の内部 経常収益	15,852	1,872	67,733	85,458	(85,458)	—
計	597,729	80,686	172,027	850,444	(85,458)	764,985
経常利益	105,068	10,540	13,587	129,197	(13,949)	115,248

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	763,059	57,257	67,327	64,258	951,902	—	951,902
(2) セグメント間の内部 経常収益	31,362	19,437	1,536	7,164	59,500	(59,500)	—
計	794,421	76,694	68,863	71,423	1,011,402	(59,500)	951,902
経常利益	59,283	8,072	2,293	12,484	82,133	(8,498)	73,635

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	639,550	54,994	38,181	32,259	764,985	—	764,985
(2) セグメント間の内部 経常収益	8,362	28,760	637	1,565	39,325	(39,325)	—
計	647,912	83,754	38,818	33,825	804,310	(39,325)	764,985
経常利益 (△は経常損失)	78,498	33,044	△1,061	9,015	119,496	(4,248)	115,248

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

【海外経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	188,842
II 連結経常収益	951,902
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	19.8

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	125,435
II 連結経常収益	764,985
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	16.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間

※ 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,121,117	2,153,976	32,858
地方債	113,980	115,795	1,815
社債	404,786	410,524	5,737
その他	9,182	8,916	△265
合計	2,649,066	2,689,212	40,145

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	1,972,462	2,444,159	471,697
債券	14,044,939	14,079,217	34,278
国債	13,408,466	13,439,859	31,392
地方債	180,612	181,998	1,386
社債	455,861	457,360	1,499
その他	3,489,474	3,441,398	△48,075
合計	19,506,876	19,964,776	457,900

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式(外国株式を含む。)については主として当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25条)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は591百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成21年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	8,125	7,905	△220

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	42,214,002	8,055	8,055
	金利オプション	589,965	△13	△13
店頭	金利先渡契約	23,289,735	△131	△131
	金利スワップ	391,372,068	195,370	195,370
	金利スワップション	5,219,455	△4,944	△4,944
	キャップ	43,750,250	△2,520	△2,520
	フロアー	8,386,816	△12,764	△12,764
	その他	4,925,486	76,347	76,347
	合計	—	259,399	259,399

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	23,465,444	△101,614	30,370
	通貨スワップション	1,814,275	17,181	17,181
	為替予約	41,600,822	55,484	55,484
	通貨オプション	8,409,733	54,938	54,938
	合計	—	25,989	157,974

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	50,233	55	55
	株式指数オプション	4,724	△2	△2
店頭	有価証券店頭オプション	442,276	0	0
	合計	—	52	52

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,645,142	318	318
	債券先物オプション	11,000	△1	△1
店頭	債券先渡契約	47,553	698	698
	合計	—	1,015	1,015

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	829	△24	△24
店頭	商品スワップ	459,956	61,609	61,609
	商品オプション	40,016	1,616	1,616
	合計	—	63,200	63,200

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,728,888	5,054	5,054
	合計	—	5,054	5,054

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

ストック・オプション等関係について記載すべき重要なものはありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(子会社の企業結合関係)

クレジットカード事業会社の合併

当社の連結子会社でありました株式会社クオーク(以下「クオーク」)、当社の持分法適用の関連会社でありました株式会社セントラルファイナンス(以下「CF」)及び株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)は、平成21年4月1日に合併いたしました(新会社名:株式会社セディナ)。合併に伴い株式会社セディナは当社の持分法適用の関連会社となりました。なお、合併の概要は、次のとおりであります。

1 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式

(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 OMCカード(事業の内容:クレジットカード業)

被結合企業 CF(事業の内容:個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)

被結合企業 クオーク(事業の内容:個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)

(2) 企業結合を行った主な理由

現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。

このような環境認識の下、当社の関連会社であるCF、OMCカード及び当社の子会社であるクオークは、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマー・ファイナンス会社を実現すべく、平成21年4月1日に合併いたしました。

(3) 企業結合日

平成21年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

OMCカードを存続会社とする吸収合併方式。

(合併会社の商号:株式会社セディナ)

2 会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)第39項、第42項及び第48項に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用しております。

3 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称

その他事業

4 当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額期首に連結子会社から除外しているため、クオーク及びその子会社に係る損益は計上しておりません。

5 継続的関与の主な概要

クオーク及びその子会社を当社の連結子会社から除外し、合併後の株式会社セディナを当社の持分法適用の関連会社としております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
1株当たり純資産額	円	3,527.60	2,790.27

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結会計期間 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	5,631,930	4,611,764
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	2,133,477	2,457,530
(うち優先株式)	百万円	310,203	310,203
(うち優先配当額)	百万円	—	5,352
(うち新株予約権)	百万円	71	66
(うち少数株主持分)	百万円	1,823,203	2,141,908
普通株式に係る四半期末(期末) の純資産額	百万円	3,498,452	2,154,233
1株当たり純資産額の算定に用 いられた四半期末(期末)の普通 株式の数	千株	991,736	772,052

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	7,523.83	86.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	7,223.18	82.78

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	58,096	72,773
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	58,096	72,773
普通株式の期中平均株式数	千株	7,721	845,274
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	△49	△197
(うち連結子会社及び 持分法適用関連会社の 潜在株式による調整額)	百万円	△49	△197
普通株式増加数	千株	314	31,430
(うち優先株式)	千株	314	31,430
(うち新株予約権)	千株	0	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益金額の 算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があった ものの概要		—	—

2 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施いたしました。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は次のとおりとなります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	75.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	72.23

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
<p>当社は、平成21年7月27日付で第三者割当による新株式の発行を実施いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行する株式の種類及び数 普通株式 8,931,300株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき3,766円</p> <p>(3) 発行価額の総額 33,635百万円</p> <p>(4) 発行価額のうち資本に組入れる額 16,817百万円</p> <p>(5) 割当先 大和証券エスエムビーシー株式会社</p> <p>(6) 資金の用途 当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行が発行する普通株式の払込資金に充当する予定であります。</p>

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月8日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議し、平成20年7月18日付で払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北山 禎介

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長北山禎介は、当社の第8期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が、すべての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。